

考えてみよう

…社協らしきノハーネティワーカー

（社協が取り組む） コミュニティワーカー事例集

社会福祉法人
東京都社会福祉協議会

はじめに

平成10年4月に都内の区市町村社協事務局長会が中心となってまとめた「基本ビジョン」では、区市町村社協が、ボランティア活動や小地域福祉活動等のインフォーマルな活動領域に実績をもつという社協らしさを活かして、トータルなケアマネジメントに取り組む（TCM構想）ことにより、社協の本来的な使命・役割である「住民主体による福祉コミュニティづくり」をすすめることを提起している。

また、昨年施行された社会福祉法では、区市町村社協は地域福祉推進の中核として改めて位置付けられた。この間、地域福祉権利擁護事業や介護保険制度がスタートした他、福祉サービスに係る苦情解決のしくみづくりや第三者によるサービス評価など、新たな課題についても社協らしい役割を果たしていくことが求められている。

社協の事業・活動が拡大する中で、社協の本来的な役割である「住民主体による福祉コミュニティづくり」をすすめるためには、社協職員が部署に関わらずコミュニティワーク実践の力量を高めることが不可欠である。そこで、各社協における取り組みの参考としていただくため、特徴的な実践を行っている社協やふれあいのまちづくり事業実施社協の取り組みを、事例集としてまとめることとした。

今回収録した事例は、「ふれあいいきいきサロン」や「小地域における見守り活動」等、いずれも小地域におけるコミュニティワーク実践に関するものであり、他の事業（例えば介護保険事業や障害者の作業所等）における社協らしいコミュニティワーク実践についてはここでは取り上げることができなかった。新たな課題である地域レベルでの苦情解決のしくみづくりに関する事例については、本年3月に開催した学習会（パネルディスカッション）の概要を別途収録した（第3部）。

第2部の事例を記述いただくにあたっては、取り組みの内容だけでなく、「なぜ」「どのように」行ったのか、取り組みの過程において**社協職員はどのような動き・役割を果たしたのか**に重点を置いていただいた。また、成果だけではなく、あえて失敗したことやそれへの対応についても記述していただいた。そういう点では、各社協とも地域課題の発見やその住民との共有方法、取り組みへの幅広い住民の参画等に大都市東京という地域特性の難しさを抱えながらの実践の報告である。また、「コミュニティワーク」そのものの概念整理が十分ではなく、社協自身もコミュニティワークについて模索している中での実践であることもお断りしておきたい。

事例をお寄せいただいた社協の担当職員の方々には、お忙しい中、取り組みを整理し、文章化していただいた。また、記述についての東社協事務局からの注文にも快く応じていただいた。心から感謝申し上げたい。

なお本事例集の発行にあたって、東京都内のふれあいのまちづくり事業評価委員会委員長でもある、関東学院大学の山口 稔教授に社協におけるコミュニティワーク実践の考え方と事例研究の視点について玉稿をお寄せいただいた（第1部）。ここに感謝を申し上げるとともに、今後のコミュニティワーク実践に際しての道しるべとしていただければ幸いである。

平成13年3月

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
事務局長 大江 尚樹

目次

社協が取り組む コミュニティワーク事例集

3 第1部 論 文

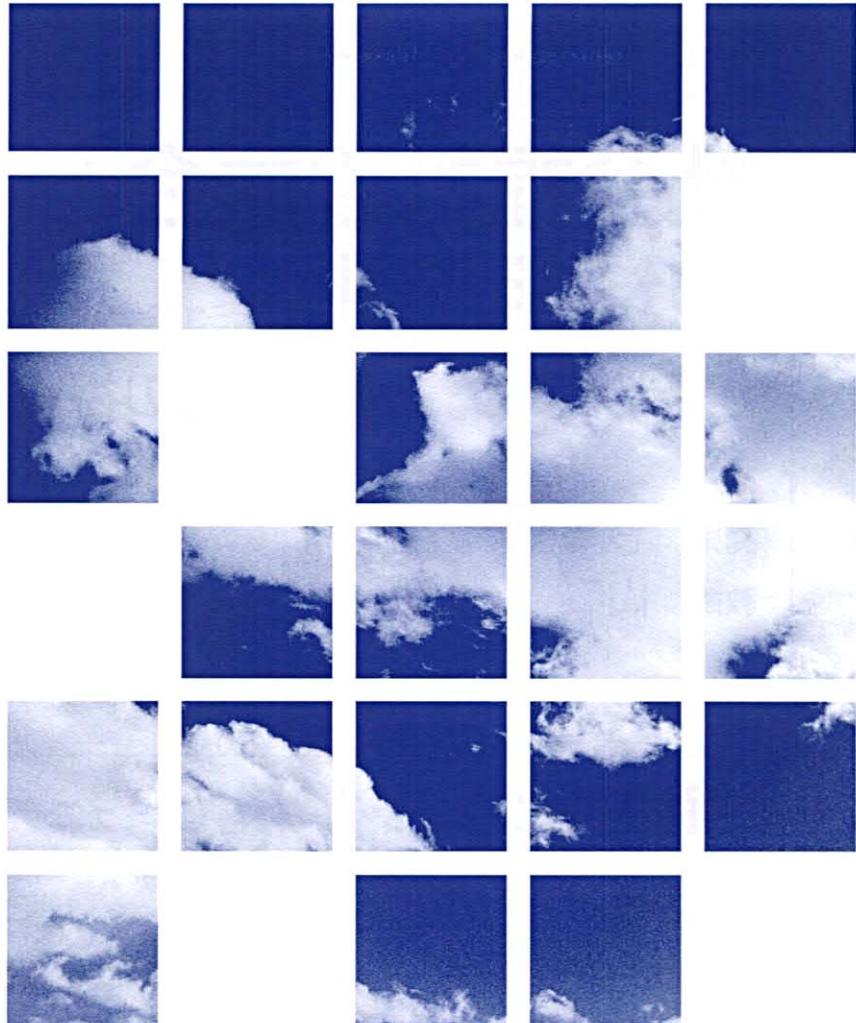
- 4 社会福祉協議会と地域組織化(コミュニティワーク)
—その考え方と事例研究の視点— 関東学院大学 教授 山口 稔

11 第2部 事例報告

- 12 1. 始めてみよう!小地域福祉ネットワーク活動 千代田区社会福祉協議会 武藤 祐子
- 17 2. 小地域ネットワーク活動としての配食サービス“あじさい”を立ち上げるまで 港区社会福祉協議会 平野 悟
- 21 3. しんじゅくまちかどネットワークを中心とする地域ネットワークづくり 新宿区社会福祉協議会 田宮 一茂
- 32 4. 福祉コミュニティづくりに向けた「ふれあい・いきいきサロン活動」の推進 世田谷区社会福祉協議会 佐藤 みつ子
- 37 5. 杉並社協における天沼地域の福祉活動へのアプローチ 杉並区社会福祉協議会 永積 渉
- 41 6. 高島平地区小地域ネットワークの構築に向けた取り組み 板橋区社会福祉協議会 風間 智晴
- 48 7. 組織立ち上げ支援とたまり場支援～立川市社協での取り組み～ 立川市社会福祉協議会 伊藤 祐子
- 54 8. ほのぼのネット活動 三鷹市社会福祉協議会 海老沢 芳宏
- 59 9. 新しい「コミュニティ」づくりから自治会活動の活性化へむけて 日野市社会福祉協議会 大島 祐子
- 64 10. 見守り・声かけ活動について 東大和市社会福祉協議会 岩崎 雅美

71 第3部 パネルディスカッション

社協らしさを活かした苦情解決のしくみづくり
—コミュニティワークをベースとして社協らしいアプローチを模索する—



第1部

社会福祉協議会と地域組織化 (コミュニティワーク)

—その考え方と事例研究の視点—

社会福祉協議会と 地域組織化(コミュニティワーク)

—その考え方と事例研究の視点—

関東学院大学

教授 山口 稔

1 社会福祉協議会と地域組織化(コミュニティワーク)

1 地域福祉の視点と地域組織化

日常生活において人ひとが抱える諸問題は、地域社会との関係を抜きにして解決することは困難であり、その予防という観点からも地域社会を基盤とする社会福祉の取り組みは不可欠である。しかし、従来の社会福祉は貧困・低所得者対策、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉などの階層・属性などによる縦割りの福祉や医療福祉・司法福祉・教育福祉などの領域別の福祉であり、住民の生活が営まれ一定の地域性や共同性をもつ地域社会において住民の立場から横断的あるいは総合的に捉える社会福祉ではなかった。地域社会は、実際に住民が生活を営む場、社会福祉の政策が展開される場、生活問題が発生する場、また、問題解決のための取り組みが行われる場である。こうした地域社会を基盤とする地域福祉は、地域住民の相互扶助と地域連帯や市町村レベルの行政による福祉サービスや制度の整備をすすめるだけでなく、地方自治を前提とした地域住民の主体的参加と主体形成による新たな社会福祉システムの構築をすすめるものである。

このような地域福祉は、住民の自主的な問題の発見と解決への取り組みを側面的に援助するという地域組織化活動によって歴史的に進められてきた。その具体的な目標の設定や解決手段の選択については、社会福祉学、コミュニティ・オーガニゼ

ーション論、コミュニティワーク論、あるいは他の関連領域の学による理論を援用しつつワーカーによる何らかの価値判断が行われ、その実践面での科学的根拠が提供されてきたという事実がある。

もちろん、このような実践としての学としての地域福祉理論は、それが有効的なものとなるために、地域組織化などの方法・技術だけではなく、地域社会やそこにおける生活問題と政策についての構造的な問題、その実態や因果関係について明らかにするとともに、その概念や解決手段を分析し明確にしなければならないものである。

2 社会福祉協議会と地域組織化の考え方

地域組織化活動は1970年代に岡村重夫によって福祉コミュニティの形成と結びつけて理論化がされた。すなわち、社会学における地域共同体－コミュニティ・モデルを援用し、地域福祉における福祉コミュニティの解説を行い、コミュニティ形成に関連づけて一般地域組織化を、福祉コミュニティ形成に関連づけて地域福祉組織化を位置づけている(岡村、1974)。

その後、コミュニティづくりをすすめる方法としての組織化活動について、永田幹夫は地域組織化と福祉組織化という二つに分けて説明している。すなわち、地域組織化は「住民の福祉への参加・協力、意識・態度の変容を図り福祉コミュニティづ

くりをすすめる」であり、福祉組織化は、「サービスの組織化・調整、サービス供給体制の整備、効果的運営」とされる（永田幹夫、1981）。

福祉コミュニティづくりを市区町村社協の基本的な課題であるとした全社協の「社協基盤強化の指針」（1982年）は、地域組織化を「当事者参加を含む地域住民の福祉への参加・協力・社会的行動の組織化をはかり、住民の意識・態度の変容をうながし、地域福祉の担い手、主体者としての住民、地域社会づくり、福祉コミュニティづくりをめざす運動である」と規定し、福祉コミュニティづくりに取り組む理由として、「今日、福祉の対象は限定されたものではなく、だれもがそのライフ・サイクルのなかで福祉を必要とし、国民全体が福祉の充実を希求する時代になっている。このことをふまえると、広く地域住民を対象とした予防・福祉増進活動や環境改善活動を積極的にすすめる必要があるとともに、住民自身が福祉問題をみずから問題と考え、その解決にあたって主体的に役割を担っていくような態度や意識をつくりだしていくことが重要である」ことをあげている。その際、「福祉コミュニティづくりは、援助を必要とする人にしっかり焦点をえ、これらの人びとを受け入れ、生活を実際に支える援助体制をつくることを中心に、地域住民のなかに協働と連帯をおしえすすめるものである」と述べている。

「社協基盤強化の指針」では、地域福祉を実現する際の理論的な柱の一つが、在宅福祉サービスや住民参加を内容とする福祉コミュニティ論につながっており、それを計画的・意識的にすすめるために組織化活動が求められ、それを社協が担うために機能を向上させようとするものである。それは、要援護者層に焦点を当てつつ、当事者参加、住民参加をすすめながらあるべき地域生活を可能とする条件をつくりだしていくとするものである。

組織化活動は、このような住民のニーズ、ネットワークに対応し、地域福祉を基盤とする対人福祉サービス、サービスを支える基盤整備や公私のネ

ットワーク化、地域住民の福祉意識や態度の変容などのうえに成立する福祉コミュニティを形成する活動として位置づけられる。

3 地域組織化と住民主体

「社会福祉協議会基本要項」（1962年）において住民主体の原則が打ち出されて以降、地域福祉において広く住民主体という概念が用いられるようになってきた。つまり、住民主体の原則という考え方には、社協にとどまらず、地域福祉における重要な原則の一つとして位置づけられるようになり、広く地域福祉関係者および住民自身のなかに浸透することとなった。1960年代において住民主体の内容として取りあげられたものを整理すると、大きく・住民の主体性、・住民本位性、・目標・理念という3つの側面から捉えられていることがわかる。

まず、住民の主体性の内容としては、自主性・自発性といったものに限定されず、責任性や自己決定・自助というものまでが含まれている。また、個々の住民だけでなく、集団としての主体性やコミュニティとしての主体性、さらには住民の主体形成も取り上げられている。住民主体の原則について、基本要項の起草にあたった永田幹夫は、住民主体の原則をソーシャルワークにおける自己決定(self-determination)の原則の地域活動への適用として解説しているが、もう一方で同時に住民の自助(self-help)に根ざす原則であることも忘れてはならないとしている。

第2の住民本位性では、社協や専門職員などの住民の主体性の尊重、ニーズに即した活動、住民ニーズの代弁、住民と社協・専門職員との平等主義、そしてワーカーの専門的知識・技術・倫理の問題があげられている。

第3の住民主体の目標・理念としては、基本的人権の尊重、民主主義社会の実現、住民自治といった内容があげられている。

以上のように住民主体とは、地域におけるニーズをもった個々の住民、当事者、住民組織、そして

地域社会が自己決定・自己選択により自らの主体性を構築し、社会の一員として地域社会のあらゆる場面において住民参加を果たし、自らの抱える問題（福祉に欠ける状態）の克服のために地域生活をめぐる諸条件の改善・向上を通じ、自己実現を達成することであるといえる。そのためには、住民相互の協働関係の構築、社会連帯、共同行動をおして主体的条件を整備するとともに外部の諸運動、組織等と連携し、民主的地域社会の実現・発展をはかることが必要となる。

なお、ここで住民主体と地域組織化にかかわる問題として留意しておかなければならぬことがある。それは地域組織化において「住民主体の地域組織化（活動）」という表現が、社協関係者の間で広く使用され、かつその内容が曖昧なままでびたび主体と対象の関係が混同されることである。住民はもちろん地域福祉活動を行いその主体となりえるが、地域組織化がコミュニティワークという専門的援助技術であるとすれば、コミュニティワークの主体は住民本位の立場にたったコミュニティワーカーであり住民ではない。それはケースワーカーを行うのはケースワーカーであり、クライエントはケースワーカーを行わないのと同様である。このように住民の主体的参加による活動の展開とコミュニティワーカーが主体となる専門援助技術としてのコミュニティワークを区別することが、地域組織化（コミュニティワーク）の事例研究、あるいは今後の展開をはかるうえで一つの重要なポイントとなる。

4 事業体社協の展開と地域組織化

民間組織としての社協の特徴は、まず制度において目的、事業、組織が明確に位置づけられていることにある。組織構成からみると住民や住民組織、公私の社会福祉関係者と関連分野の関係者、そしてその他の多様なメンバーによって成り立っている。その事業面では、住民の福祉活動の組織化、公私関係者のネットワークづくりとともに、具体的な福

祉サービスの企画と実施を一体的に行うことにある。組織系統面では、市区町村、都道府県・指定都市、全国という全国的・包括的なネットワークをもつことがある。さらに、住民主体・住民参加をその理念とし、とくに行政との深い関係をもつ非営利、公共的な性格をもつ民間組織であるといえる。これらの特徴は、他の社会福祉における民間組織と比較したときより鮮明になると考えられる。このような社協の民間性は欧米における民間社会福祉の民間性や日本における他の非営利組織の民間性とは大きく異なるものがある。そして社協における公私関係とは、基本的には組織や財政面での行政依存・支配関係があるが、事業内容別にみれば単なる依存・支配関係にとどまらない並立・並存関係、補足的補完関係、補充的補完関係、代替的補完関係など多様な関係が成り立っているのが実態である。

民間性については、その自主性・主体性や社会的責任論を重視し、社会福祉の発展段階や集権化・官僚化に結びつけて語られることが多いと考えられるが、たとえば、東京都社会福祉協議会・在宅福祉研究委員会報告「在宅福祉推進にあたって区市町村社協はいかなる役割を果たすべきか」（1985年3月）は、民間性について・自主性（伝統性、柔軟性、弾力性、精神性、宗教性、自律性、創造性（実験性、開拓性、先駆性、調整性）、批判性（補充性、代替性）をあげている。さらに、民間組織の基本的役割として、・在宅福祉への実験的、開拓的な試みを行うこと、・地域社会におけるこまやかな対応、サービスができること、・公的施策・サービスに対する批判的な協力をすること、・在宅福祉に関する調整機能を果たすことの4つをあげている。

このような民間性の捉え方は、福祉問題の解決、地域社会の民主的発展、コミュニティ・メンバーの成長などにおける民間社会福祉の主体的実践の特徴をあらわしたものであると考えらえるが、その着目点としては、自発性、当事者性、思想、実践、サービス提供主体などが混在しており、一貫した

説明が困難であることをあらわしている。

近年、民間事業委託による市区町村社協の事業体化がすすみ、社協は従来の小規模組織から多機能でより大きな組織へと移行しつつある。そうしたなか、2000年5月、利用者の立場にたった社会福祉制度の構築、福祉サービスの質の向上、社会福祉事業の充実・活性化、地域福祉の推進などを目的とした社会福祉法が成立した。社会福祉法のなかで社協は、地域福祉の推進を図ることを目的とした組織として明確に位置づけられるとともに、新たにサービス利用者を支援する権利擁護や苦情解決などの役割が規定された。このような改正は、今後の社協の組織と事業のあり方に大きな影響を与えるとともに、これまでの地域福祉における公私関係をさらに変化させることが予想される。

社協は、自主性や非営利性を基礎とした民間組織であるが、前述のように必ずしも純粋な民間組織とはいきれない性格をもっている。それは社協が社会福祉法などの制度に位置づけられ、住民の社会生活が営まれる地域社会において、公と協力しつつ民間の特性を生かしながら展開するという特徴をもっているからである。社協が制度に位置づけられるということは、制度の枠組みのなかでその存続や事業の推進が保障されることになる。しかし、それは民間組織としての意図を超えて、社協の組織、事業などに関してはその枠組みに準拠することを求められることもある。また、社協は

その存続に必要な人、施設、財源、情報、権限などの資源の多くを行政に依存していることから、それにともなう行政の細かな規制を受けている。さらに、制度は社協に対して正当性や信頼性を付与し、この正当性や信頼性によってあらたな資源の獲得や公私関係がつくられるということもある。

民間組織は介護保険の導入などの環境変化に対応し、これまでの柔軟性、先駆性、開拓性といった民間性だけでなく、効率性・競争性をもった福祉サービス供給主体としての新たな役割・機能が求められている。そうしたなか将来的にはほとんどの市区町村社協で福祉サービス供給を中心とした事業拡大がすすめられ、それにともなう組織の多機能化、組織構造の複雑化は避けることのできないものとなっている。そのため社協事業の行政補完化、組織の官僚制化などが問題とされるとともに、自主的な民間組織としての役割を果たすための種々の要件を備えていないという指摘がされている。また、本来の社協のあり方として好ましくないものであるとして、地域組織化という伝統的な社協の役割・機能の重要性を強調する意見もある。

このような状況のなかで、今後、事業体、協議体、運動体という組織の性格や機能を社協組織や事業の全体に位置づけ、統一性をもった運営をはかることが社協にとっての課題となっている。

2 コミュニティワークの事例研究

1 事例研究とは何か

事例は、ソーシャルワーカーを中心とする社会福祉従事者による実践を記録がある目的のために記録したものである。ケースワークの事例の場合、「幼児の行動異常に關するケース」「病的酩酊の経験をもつ患者のケース」というように「ケ

ース」などとも呼ばれる。また、コミュニティワークの事例などでは、「ケース」という用語は使用されず、「要援護者を支える地域のネットワークキングの試み」「ボランティアがささえる食事サービス事業の展開」というような表現が使用されている。

事例研究とは、量的なデータによって客観的に

問題をとらえようとする統計的調査研究に対して、少数の事例にもとづいて、それぞれの事例において扱われている個別的な問題とそれへのソーシャルワークの対応を詳細にとらえ、そこから帰納的に普遍性・法則性を見出そうとする方法である。もちろんその対象は個人にとどまらず、小集団、地域社会、当事者組織、活動・事業なども含まれる。また、用語としては、事例研究、ケーススタディ、事例検討など、用語も厳密に区別されず用いられているのが現状である。

また、事例研究といった場合、クライエントへのよりよい援助を実現するために、ソーシャルワークにおける対象と問題、援助過程を分析・評価し、援助方法の方針を明らかにする研究方法を指す場合や、福祉施設などの事例報告検討会における職員の教育訓練としての事例検討を指す場合などがある。

いずれの場合も、事例研究は、資料収集や分析・評価において客観性を問い合わせ、諸要因の因果関係や社会状況の相互関係のなかで全体の関連性を明らかにし、対象や問題、そして援助の時間的経過や変化を明らかにする方法として有効である。

2 事例研究の意義・目標

コミュニティワークの事例研究は、よりよい活動をしていくうえで欠かすことのできないものであるが、その意義・目的は、以下のとおりであると考えられる。

(1) 住民の福祉ニーズを客観的・総合的に把握し、理解を深める

事例に記された事実を分析することによって、複雑で力動的なニーズを客観的・総合的に把握することが可能となり、住民ニーズの個別性と地域における総体的なニーズの状況についての理解を深める。

(2) 的確な診断や支援目標・方針を決定する

事例から明らかにされる客観的・主観的事実をとおして、的確な地域診断や活動目標・方針の決定が行われる。

(3) 統一性・一貫性・客観性・個別性のある支援を行う

支援に関わる職員間で事例を検討することにより、関係する機関・施設や職員間で統一性・一貫性・客観性のある支援が可能になる。

(4) 支援の見直しを行う

事例を通して、再度、一連の支援の流れについて見直し、新たな問題などへの対応について検討することができる。

(5) 援助者の専門性を高める

事例を読み返すことによって、援助者は自分自身についての洞察を行い、自己覚知することができる。また、援助者の専門性を高めるスーパービジョンを受けるうえでも、事例研究は欠かすことができないものである。

(6) 団体・組織の機能を遂行する

団体・組織における支援関係は、社会的責任をもつ公的な関係である。したがって、支援関係の目標や方法、かかりなどについての事例研究は、団体や組織がその機能をどのように遂行しているかということを立証する意味においても重要である。

(7) 地域福祉向上のための資料とする

事例を分析することによって、さまざまな問題の整理やデータの蓄積が可能となり、それらを今後の地域福祉施策や援助方法の向上につなげることができる。

(8) 教育・研究に役立てる

事例は専門教育・現任訓練などの場において、よい教材である。また、援助技術を専門的・科学的な技術として体系づけていくための研究資料としても活用できる。

3 事例研究のもち方

事例研究のもち方にはいくつかの種類がある。まず、第一に、焦点の当て方という観点から、援助のすべての過程を扱うものと、特定の場面や課題に限定するものがある。第二に、参加形態からみ

ると、コミュニティワーカー一人によって行われる場合と、同一職種、同一組織、そして事例にかかる異職種・他組織も含めたメンバーなど、さまざまな関係者の参加により相互に分析・評価などを行うものがある。第三にすすめ方であるが、特定の課題を設定し集団により分析・評価・検討を行う方式と事例報告者の報告と資料をもとに、司会の進行により集団討議をすすめる方式がある。

4 事例研究のポイント

ソーシャルワークの視点から組織化活動の機能をみると、地域組織化機能と福祉組織化機能に分けることができる。地域組織化の機能は、要援護者とその家族が地域社会で生活していくために、住民の福祉への参加や協力、意識と態度の変容を図り、福祉コミュニティづくりをすすめるものである。また、福祉組織化の機能は、サービスなどの社会資源を効果的・効率的に提供するため、生活に関連する社会資源のシステム化、ネットワーク化によって、社会福祉機能の向上をはかるものである。地域組織化が住民を対象とするのに対し、福祉組織化は福祉及び関連のサービス、専門職、施設・機関・団体を対象として、その組織化、ネットワーク化、サービス供給体制の整備を図ることになる。

ここではそのようなコミュニティワークの事例研究をすすめる際のポイントをあげておきたい。

第一に、事例研究参加者の取り組みの姿勢である。当然のことながら、参加者は日頃より社会福祉基礎構造改革などの社会福祉の政策動向や社協の動向、新しい理念、コミュニティワークの基本的な知識・技術・倫理などを修得する努力をするとともに、保健・医療等関連領域の資源やサービスについての知識やそのあり方などについても、情報や問題意識等をもつことが大切である。そして、参加者一人ひとりの意識や意欲、参加者相互のかかわり方が、事例討議のなかで問われることになる。

第二に、事例研究の主題・方法の選択である。自らが所属する社協組織やセクションの役割・機能、

活動方針、その組織のなかでの社協職員としての自らの役割・機能等を自覚し、そのなかで現在求められる活動とはなにか、課題とは何かを明らかにし、そのうえで事例研究の主題、方法を選択する必要がある。また、事例報告がなされた場合は、当該の活動がなぜ研究対象として取り上げられたのか、事例担当者の問題意識や問題提起の内容を適切に理解することが大切である。

主題の選択としては、たとえば、・地域特性に関する分析、・福祉ニードなどの福祉特性に関する分析、・福祉問題の発見から計画の策定・実施、そして評価までのコミュニティワークの展開過程に関する分析、・NPO、社協、施設などの主体別の実践に関する分析、・総合相談、在宅福祉サービス、当事者の組織化、地域福祉計画などの各活動に関する分析、・調査、広報、連絡・調整、計画などの機能に関する分析、・主体、対象、方法・技術、資源などのコミュニティワークの要素に関する分析などさまざまなものが考えられる。

第三に、事例の総合的・具体的な把握である。記述あるいは報告された事例の事実は、事例担当者が意識的・無意識的に選択したものである。問題の状況や援助の過程だけでなく、その実践理論、方法の選択、手順などを限られた内容・時間のなかで、総合的・具体的に把握・理解・判断することが求められる。4つのP(人、問題、場所、過程)などを念頭に置き理解する必要がある。とくに、事例の中心となる活動の展開過程については、さまざまな角度から検討する必要がある。被援助者と関係する人びと、機関、専門職などの関連を時系列に整理し図式化するなどの作業を必要に応じて行うことも効果的である。さらに、歴史的・社会的背景を十分踏まえた事例となっているか、資料収集や状況判断、技術の妥当性などがどのように行われたかなど、総合的な分析の視点がもとめられる。一方では例えばニーズの把握についても個別性、集団性、地域性はどのようにになっているか、ワーカーはどのような技術をどのような条件のときにどう

応用していたのかなど、きめ細かな具体的把握が必要とされる。

第四に、事例の評価である。事例検討会などでは、現状、到達点、問題点、課題などの事項に関して、一定の時期に評価し、次の援助方針をたてることになる。その際、被援助者のニーズの評価方法、被援助者への接近の方法、家族の介護力、専門職の役割、提供された福祉サービスの評価、組織化の状況など、事例に即して、また事例研究の目的に合わせて検討課題を明確化しておく必要がある。また、コミュニティワークも多様化していることから、場当たり的評価、思いつき的評価にならないよう、コミュニティワークの事例の評価指標・基準を作成し検討することや同様の事例との比較による検討も有効であると考えられる。

第五に、事例評価に関連するが、援助方法の科学性についての検討である。援助が行われた結果、好ましい成果が得られたとしても、その理論的背景や方法に妥当性が説明できなければ、それは偶然の結果と評価されるかもしれない。したがって、援助者がどのような条件のときに、どのような援助技術を用いえるのかなど、論理的に明らかにす

る必要がある。

最後に、都道府県社協などの広域社協が市町村社協における事例研究の支援をどのように行うべきなのか、という点についてのいくつかの課題を述べておきたい。

- ①社協を取り巻く外部環境が急激に変化をしているなかで、社協がどのように対応していくなければならないのかを十分に分析し、提示すること。
すなわち、社協としての経営戦略の明確なビジョンを提示すること。
- ②社協経営全体のなかで、コミュニティワークも含め個々の事業・活動の位置づけを明確にし、その根拠、理由、方法などを明らかにすること。
- ③社協職員の職種が多様化するなかで、コミュニティワークの視点から求められる個々の職員像や育成方針を明らかにすること。
- ④多様化する個々の事業・活動について、評価基準を明らかにすること。
- ⑤市町村レベルでのコミュニティワークの事例を蓄積し、それらの事例を分析して、活動モデルやマニュアルなども含めたコミュニティワークの理論化をはかること。